

公立大学法人福岡女子大学一般事業主行動計画 (次世代法 第2期)

本学では、持続可能な開発目標（SDGs）の「ジェンダー平等を実現しよう」に寄与するため、全ての職員にとって、仕事と子育ての両立が可能となるよう働きやすい環境をつくとともに、仕事と生活の調和を図ることを目的として、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：出産育児にかかる休業および休暇取得を促進するとともに、職場復帰しやすい環境整備に努める。

<対策>

- 妊娠、出産、育児の一連の流れにおいて取得可能な育児休業及び休暇についてわかりやすい資料を作成し、周知する。
- 上司による職員（父親）の子育て支援プログラムの作成を通じ、男性の育児休業及び休暇の取得を促す。
- 職員が育児休業を取得するときは、代替職員を配置することとし、職員が気兼ねなく育児休業を取得できるようにする。
- 職員が職場に復帰する際には、面談等により職員の意向を十分に確認し、勤務体制や業務分担等について必要な配慮を行うなど、円滑に職場復帰できる環境整備を図る。

目標2：子育て支援策の拡充を図る。

<対策>

- 現在の支援制度の利用状況などを調査し、その結果を検証して、制度の改善及び充実を図る。
- 現在実施しているベビーシッター利用支援、女性研究者支援者制度を次世代行動計画に位置付けて利用の周知を徹底する。

目標3：長時間労働の縮減を図る。

<対策>

- 時間外勤務縮減のため定時退庁日（ノー残業デー）について、さらに確実に実施するよう周知し、各職員の意識の向上を図る。
- センター等連絡会議において時間外勤務の実態を踏まえ時間外勤務削減に向けたセンター間の連携のための協議を行う。

目標4：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 法定の5日の年次有給休暇の取得の徹底に加え、計画的な年次休暇の取得や土日祝日、夏季の特別休暇と組み合わせた休暇の取得を促進させる。